

別 表 1

対 象 施 設	免除に必要な勤務年数
1 病床数200床未満の病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)	原則として5年間
2 病床数のうち、精神病床数が80パーセント以上を占める病院(200床以上の病院も対象。)	
3 診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。)	
4 児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。)	
5 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関	
6 母子保健法第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師の場合に限る。)	
7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)	
8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院	
9 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所	
10 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同項第1号に該当するものに限る。))又は同条第23項に規定する複合型サービス(訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。)を行う事業に限る。)を行う事業所	
11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定する施設	

※1 栃木県内の施設に限ります。

2 県の開設した病院(栃木県立岡本台病院)は対象外です。

3 9及び10の施設は、3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限ります。

別 表 2

返 還 猶 予 ・ 免 除 対 象 施 設								
県 内 就 業 者								
病 院								
200床未満	200床以上のうち①~③の病院			診療所（特別養護老人ホームの医務室を含む）	介護老人保健施設	介護医療院	訪問看護を行う事業所 ※ただし、病院等の施設で3年以上の実務経験を有する者に限る	NHO国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	①精神病床80%以上	②医療型障害児入所施設(重症心身障害児を入所させる施設に限る) ※NHO国立宇都宮病院、あしかがの森足利病院など	③児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定発達支援医療機関					